

石川県立学校管理規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(部主事)</p> <p>第十二条 特別支援学校の本校及び分校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部には、部主事を置き、校長の意見を聴いて委員会が命ずる。</p> <p>2 部主事は、校長の監督を受け、その部に関する校務をつかさどる。</p> <p>(教務主任等)</p> <p>第十二条の二 学校には、教務主任(専攻科に置くものを含む。)、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、司書教諭、研究主任(中学校に限る。)、総務主任(高等学校に限る。)、自立活動主任(特別支援学校に限る。)、寮務主任(寄宿舎を設置する学校に限る。)(及び舎監(寄宿舎を設置する学校に限る。)(以下「教務主任等」という。))を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。</p> <p>2 13 略</p>	<p>(部主事)</p> <p>第十二条 特殊教育学校の本校及び分校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部には、部主事を置き、校長の意見を聴いて委員会が命ずる。</p> <p>2 部主事は、校長の監督を受け、その部に関する校務をつかさどる。</p> <p>(教務主任等)</p> <p>第十二条の二 学校には、教務主任(専攻科に置くものを含む。)、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、司書教諭、研究主任(中学校に限る。)、総務主任(高等学校に限る。)、自立活動主任(特殊教育学校に限る。)、寮務主任(寄宿舎を設置する学校に限る。)(及び舎監(寄宿舎を設置する学校に限る。)(以下「教務主任等」という。))を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。</p> <p>2 13 略</p>